

令和4年度

阿南市新型コロナウイルス対策・農業者主食用水稻生産継続支援金

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により主食用米の販売価格が大幅に減少するなど、事業活動に支障が生じている市内の農業者の方に、感染症収束後においても事業活動を維持・継続していただけるよう支援します。

2 支援金の支給額

- 1 令和4年産主食用米作付面積 1,000 ㎡当たり 3,000円。
- 2 水稻作付面積から飯米相当分として 1,000 ㎡を一律控除します。
- 3 支援金額の千円未満は切り捨てとします。

3 支援対象面積

- 1 支援対象面積は、令和4年度営農計画書に申請している、水稻作付実面積(主食用米作付面積)
- 2 水田対象のほ場は、所有する農地の他、令和4年6月30日までに農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権の設定)、特定作業受託等で経営するほ場となっているもの。
ただし、農業者間の口約束等で営農計画書に記入されているほ場については除く。

4 支給対象者

- (1) 令和4年1月1日以降、引き続き阿南市内に住所・所在地を有する個人の農業経営者・農業法人であること。ただし、事業承継のため農業経営者が変更となった場合はこの限りではない。
- (2) 令和4年産主食用米を出荷又は販売していること。
- (3) 支給申請書提出時において、阿南市税を滞納していないこと。
- (4) 令和4年度営農計画書を提出していること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症収束後においても事業活動の維持又は継続が図られること。

5 申請に必要な書類

※(1)、(2)及び(6)のうち農作物の出荷又は販売確認表(様式第3号)において、自筆署名の場合は押印不要です。

- (1) 支援金支給申請兼請求書(様式第1号)
- (2) 支援金額確認表(様式第1の2号)
- (3) 誓約兼同意書(様式第2号)
- (4) 通帳の写し及び本人確認ができる書類として、個人の農業経営者は運転免許証等、農業法人は支給申請時から直近3か月前までの履歴事項全部証明書(商業登記簿)
- (5) 令和4年度営農計画書(既に提出されている方は、再提出の必要はありません。)
- (6) 令和4年農業者支援水稻金給付(申出兼同意書)
*令和4年度営農計画書記載の農業経営者が亡くなっている場合で、農業経営を引き継がれた方が支援金申請する時に提出の必要があります。
- (7) 令和4年産主食用米の出荷又は販売確認表(様式第3号)
*管内の農業協同組合に出荷、販売している場合は、農協に確認させていただきます。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

6 申請受付期間

令和4年10月3日(月)から令和4年12月23日(金)まで
支給申請の受付時間は、平日午前8時30分から午後5時まで。土曜、日曜及び祝日の受付はしていない。

7 受付方法

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則として郵送で受付します。(12月23日の消印有効)

8 郵送先・問い合わせ先

郵 送 先:〒774-8501 (住所不要)阿南市役所 農林水産課
問い合わせ先:TEL:0884-22-1598、22-0033